

# 令和5年度香春町水道事業会計補正予算

令和5年度 香春町水道事業会計補正予算（第4号）

（総 則）

第1条 令和5年度香春町水道事業会計の補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

（収益的支出の補正）

第2条 令和5年度香春町水道事業会計予算（以下「予算」という。）第3条に定めた収益的支出の予定額を次のとおり補正する。

（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（計）
支 出			
第1款 水道事業費用	241,959 千円	11,352 千円	253,311 千円
第1項 営業費用	226,377 千円	11,352 千円	237,729 千円

（資本的支出の補正）

第3条 予算第4条本文括弧書中「75,577千円」を「86,832千円」に改め、資本的支出の予定額を次のとおり補正する。

（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（計）
支 出			
第1款 資本的支出	182,721 千円	11,255 千円	193,976 千円
第1項 改良事業費	141,923 千円	11,255 千円	153,178 千円

（議会の議決を経なければ流用することのできない経費の補正）

第4条 予算第8条に定めた経費の金額を次のように改める。

（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（計）
職員給与費	27,853 千円	563 千円	28,416 千円

令和5年12月12日提出

福岡県香春町長 鶴 我 繁 和

令和5年度 香春町水道事業会計補正予算明細書

収益的支出

(1款) 水道事業費用

(1項) 営業費用

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	節	金額	
1 原水及び浄水費	88,972	11,044	100,016	手 当	2,372	既決予定額 2,167 期末手当 205 計 205
				報 酬	11,829	既決予定額 11,036 給料 793 計 793
				法定福利費	1,388	既決予定額 1,342 社会保険料等 46 計 46
				受水費	41,878	既決予定額 31,878 受水費 10,000 計 10,000
4 総 係 費	39,268	308	39,576	給 料	7,070	既決予定額 6,976 給料 94 計 94
				手 当	3,589	既決予定額 3,504 期末勤勉手当 85 計 85
				法定福利費	3,014	既決予定額 2,885 職員共済組合費 118 退職手当負担金 11 計 129
計	226,377	11,352	237,729			

資本的支出

(1款) 資本的支出

(1項) 改良事業費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	節	金額	
1 配水設備改良費	141,923	11,255	153,178	給料	7,029	既決予定額 6,912
						給料 117
						計 117
				手当	4,530	既決予定額 4,404
						期末勤勉手当 126
						計 126
法定福利費	3,184	既決予定額 3,172				
		職員共済組合費 △ 2				
		退職手当負担金 14				
計 12						
工事請負費	100,199	既決予定額 96,199				
		工事請負費 4,000				
計 4,000						
材料費	25,000	既決予定額 18,000				
		材料 7,000				
計 7,000						
計	141,923	11,255	153,178			

令和5年度 香春町水道事業会計補正予算給与費明細書

一般職

(1)総括

ア 会計年度任用職員以外の職員

(単位：千円)

区分	職員数 (人)	給与費				共済費	合計	備考
		報酬	給料	職員 手当	計			
補正後	4 (0)	0	14,099	8,119	22,218	6,198	28,416	
補正前	4 (0)	0	13,888	7,908	21,796	6,057	27,853	
比較	0 (0)	0	211	211	422	141	563	

備考 1 この表は、給料をもつて支弁される会計年度任用職員以外の一般職の職員(事業費支弁に係る職員を含む。)で予算の積算の基礎となつたものについて記載すること。

2 ( )内は、再任用短時間勤務職員について外書きすること。

(単位：千円)

職員手当の内訳	区分	扶養 手当	地域 手当	通勤 手当	住居 手当	管理職 手当	超過勤 務手当	期末勤 勉手当	その他 の手当
	補正後	180	0	158	234	0	2,000	5,547	0
補正前	180	0	158	234	0	2,000	5,336	0	
比較	0	0	0	0	0	0	211	0	

イ 会計年度任用職員

(単位：千円)

区分	職員数 (人)	給与費				共済費	合計	備考
		報酬	給料	職員 手当	計			
補正後	6 (6)	11,829	0	2,372	14,201	1,388	15,589	
補正前	6 (6)	11,036	0	2,167	13,203	1,342	14,545	
比較	0 (0)	793	0	205	998	46	1,044	

備考 1 この表は、報酬又は給料をもつて支弁される会計年度任用職員(事業費支弁に係る職員を含む。)で予算の積算の基礎となつたものについて記載すること。

2 ( )内は、会計年度任用の職を占める職員であつて、その一週間当たりの通常の勤務時間が常時勤務を要する職を占める職員の一週間当たりの通常の勤務時間に比し短い職員について外書きすること。

(単位：千円)

職員手当の内訳	区分	扶養 手当	地域 手当	通勤 手当	住居 手当	管理職 手当	超過勤 務手当	期末勤 勉手当	その他 の手当
	補正後	0	0	0	0	0	0	2,372	0
補正前	0	0	0	0	0	0	2,167	0	
比較	0	0	0	0	0	0	205	0	

## (2) 給料及び職員手当の増減額の明細

## ア 会計年度任用職員以外の職員

(単位：千円)

区分	増減額	増減事由別内訳		備考
給料	211	給与改正に伴う増減分	211	
		昇給に伴う増減分	0	
		その他の増減分	0	
職員手当	211	制度改正に伴う増減分	205	
		その他の増減分	6	

## イ 会計年度任用職員

(単位：千円)

区分	増減額	増減事由別内訳		備考
給料	0	給与改正に伴う増減分	0	
		昇給に伴う増減分	0	
		その他の増減分	0	
職員手当	205	制度改正に伴う増減分	205	
		その他の増減分	0	

## (3) 給料及び職員手当の状況

## ア 職員1人当たり給与

区分		行政職	技能職
令和5年12月1日現在	平均給料月額（円）	293,729	0
	平均給与月額（円）	305,645	0
	平均年齢（歳）	37.6	0.0
令和5年6月1日現在	平均給料月額（円）	288,075	0
	平均給与月額（円）	299,975	0
	平均年齢（歳）	37.1	0.0

## イ 初任給

(単位：円)

区分	行政職	技能職	国の制度	
			行政職	技能職
高校卒	166,600	147,900	166,600	181,800
大学卒	196,200	—	196,200	—

## ウ 級別職員数

区分	行政職			技能職			区分	行政職			技能職			
	級	職員数	構成比	級	職員数	構成比		級	職員数	構成比	級	職員数	構成比	
令和 5年 12月1 日 現在	1級	0	0.0%	1級			令和 5年 6月1日 現在	1級	0	0.0%	1級			
	2級	2	50.0%	2級				2級	2	50.0%	2級			
	3級	0	0.0%	3級				3級	0	0.0%	3級			
	4級	2	50.0%	4級				4級	2	50.0%	4級			
	5級	0	0.0%	5級				5級	0	0.0%	5級			
	6級	0	0.0%					6級	0	0.0%				
	計	4	100.0%	計	0	0.0%		計	4	100.0%	計	0	0.0%	

## (級別の標準的な職務内容)

区 分	一般職	単純労務職
1級	主事、技師の職務	用務員等、給食調理員、作業員、自動車運転手、一般技能職員、事務補の職務
2級	主任主事、技師の職務	用務員等、給食調理員、作業員、自動車運転手、一般技能職員、事務補の職務
3級	水道事業布設工事監督者、水道技術管理者、係長、主査の職務	相当の技能又は経験を必要とする業務を行う給食調理員、作業員、自動車運転手、一般技能職員及び事務補の職務 相当困難な業務を行なう用務員等の職務
4級	水道事業布設工事監督者、水道技術管理者、課長補佐又は相当困難な業務を所掌する係長、及び特に困難な業務を所掌する主査の職務	高度の技能又は経験を必要とする業務を行う給食調理員、作業員、自動車運転手、一般技能職員及び事務補の職務 困難な業務を行う用務員等の職務
5級	水道事業布設工事監督者、水道技術管理者、課等の長又は相当困難な業務を所掌する課長補佐及び主幹の職務	特に高度の技能又は経験を必要とする業務を行う給食調理員、作業員、自動車運転手、一般技能職員及び事務補の職務 特に困難な業務を行う用務員等の職務
6級	水道技術管理者、困難な業務を所掌する課等の長の職務	

エ 昇給

区分		合計	行政職	技能職	
補正後	職員数 (A) (人)	4	4	0	
	昇給に係る職員数 (B) (人)	4	4	0	
	号級数別内訳	2号給 (人)	0	0	0
		3号給 (人)	0	0	0
		4号給 (人)	4	4	0
		8号給 (人)	0	0	0
	比較 (B) / (A) (%)		100.0	100.0	0.0
補正前	職員数 (A) (人)	4	4	0	
	昇給に係る職員数 (B) (人)	4	4	0	
	号級数別内訳	2号給 (人)	0	0	0
		3号給 (人)	0	0	0
		4号給 (人)	4	4	0
		8号給 (人)	0	0	0
	比較 (B) / (A) (%)		100.0	100.0	0.0

オ 期末手当、勤勉手当

区分	支給期別支給率			職制上の段階、職務の級等による加算措置	備考
	6月 (月分)	12月 (月分)	計 (月分)		
補正後	2.200 (1.150)	2.300 (1.200)	4.500 (2.350)	有	
補正前	2.200 (1.150)	2.200 (1.150)	4.400 (2.300)	有	
国の制度	2.200 (1.150)	2.300 (1.200)	4.500 (2.350)	有	

※ ( ) 内は、再任用職員の標準的な支給率

カ 定年退職及び勸奨退職に係る退職手当

区分	20年勤続の者 (月分)	25年勤続の者 (月分)	35年勤続の者 (月分)	最高限度 (月分)	その他の加算 措置等	備考
支給率等	24.586875	33.27075	47.709	47.709	有	
国の制度 (支給率等)	24.586875	33.27075	47.709	47.709	有	

キ 地域手当

支給率 (%)	支給対象職員数 (人)	国の指定基準に基づく支給率 (%)
10	0	10

ク 特殊勤務手当

区分	全職種	行政職	技能職
給与総額に対する比較 (%)	—	—	—
支給対象職員の比較 (%) (令和5年12月1日現在)	—	—	—
代表的な特殊勤務手当の名称	伝染病防疫作業手当・行旅死亡人取扱業務手当		

ケ その他の手当

区分	国の制度との異同	差異の内容
扶養手当	同 じ	—
住居手当	同 じ	—
通勤手当	同 じ	—

